

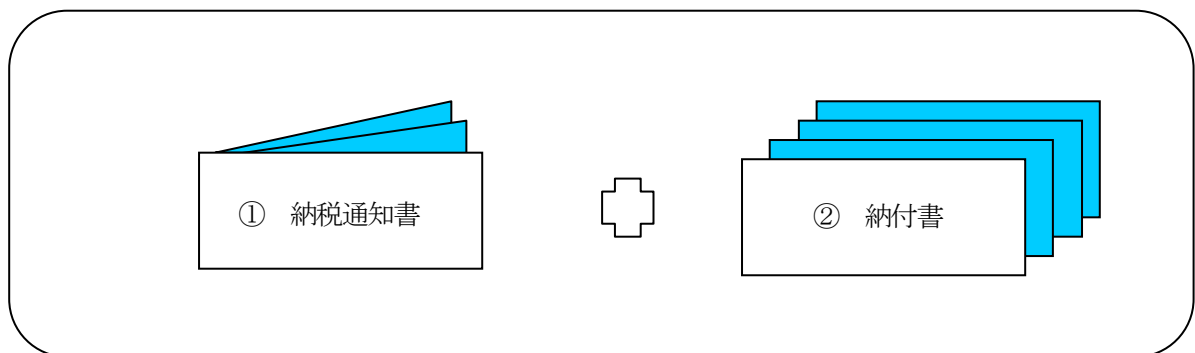
# 市税は金融機関、コンビニエンスストア どちらでも納付できます。



軽自動車税、市民税・県民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税は、全国の主なコンビニ各店舗で、コンビニ営業時間にいつでも納付することができます。

## ■納税通知書と納付書が送付されます。

納税通知書と納付書の2種類が送付されます。納税は、納付書をご使用ください。なお、納付書はコンビニ納付の開始に伴い、1枚ずつ期別毎になっています。



## ■コンビニ納付の注意事項

- ①コンビニでの納付は、**お支払いになる期別の納付書のみ**店舗へお持ちください。送付された封筒のまま提出されると取扱いできません。
- ②コンビニで納付できる金額は、**30万円以下でバーコードが印字されている納付書**に限ります。(30万円を超える納付書には、バーコードがありません。コンビニではバーコードのない納付書は取扱いできませんので、市役所又は金融機関をご利用ください。)
- ③コンビニでは金額を訂正した納付書は取扱いできません。
- ④**コンビニ納付の取扱期限は各期別の納期限日まで**となります。納期限後は金融機関をご利用ください。



お問合せは収納課へ  
電話0176-51-6762  
平日・午前8時30分～午後5時15分まで